

## 投稿論文

## 戦後における久布白落実の性教育論

——性の問題解決をめぐる——

嶺山 敦子

関西学院大学大学院研究員

## ● 要約 ●

久布白落実は娼婦運動や婦人参政権運動に取り組んだ人物であり、娼婦運動と関連して矯風会の一員となる前から性教育に関心を持っていた。本論文の目的は久布白の性教育論の戦前・戦後の連続性、非連続性、また変化を明らかにし、性教育・純潔教育にどのような視点を持って取り組んでいたのか、根底にあった思想を分析していくことである。久布白は戦前の欧米視察においても性教育や性病対策に関する研究を行い、矯風会の機関誌『婦人新報』に独自の性教育の読み物を連載していた。戦前において久布白が考えた性教育は生物学的知識と「純潔」を重視するものであったが、戦後1950年代には「家族計画」が加わった。久布白が生涯をかけて目指していたのは、「性教育」「純潔教育」「家族計画」の三本柱によって性の問題を解決し、男女ともに人間としての「純潔」を守ることの出来る健全な社会を築くことであった。

● Key words : 久布白落実, 性教育, 純潔教育, 家族計画, 純潔

人間福祉学研究, 4 (1) : 91-104, 2011

## 1. はじめに

## 1.1. 戦前における久布白落実と性教育

「性の問題は永遠の問題である。男と女、夫婦の諸問題が真の解決をみるのは、いつのことか」(久布白 1973 : 312)。性の問題は古くて新しい問題であるとししばしば言われ、現在においても未解決の問題だが、久布白落実の目指した性の問題の「真の解決」とはいかなるものであったのか。

戦後における久布白の性教育論を論じていく前に、さしあたり戦前における彼女と性教育の出会い及びその性教育論の特徴について見ておこう。久布白落実<sup>1)</sup>は1916年に日本キリスト教婦人矯風会<sup>2)</sup>(以下、矯風会)総幹事に就任、娼婦運動・

婦人参政権運動等、女性の権利や福祉に関わる活動を行なっている。だが、彼女の娼婦問題や性教育への関心は1916年に始まったものではない。1906年、アメリカ滞在時に日本人売春宿調査に通訳として同行し、娼婦問題に目覚め、同年第7回矯風会世界大会参加時に性教育の講演を聴き、関心を持ち始めていた。矯風会における性教育の先駆者にはオールズ<sup>3)</sup>がいたが、久布白も1916年から1930年代前半にかけて矯風会の機関誌『婦人新報』等で性の問題や性教育に関する論稿を執筆していく<sup>4)</sup>。その中で早期からの性教育や男子に対する性教育の必要性、家庭において父母が性の教育を行う重要性、また「性のコントロール、国法による性の保護」(久布白 1927 : 44)の重要性

等を主張していた。当時から久布白をはじめ矯風会としても文部省や内務省と連携して性教育を徹底していききたいという考えであった。1935年には廃娼後の対策を研究するため久布白は内務省囑託として渡米し、翌1936年、「純潔日本の建設」を一年に亘って『婦人新報』に連載した<sup>5)</sup>。さらに1937年に「自分流の性教育、よみもの的なもの」(久布白1973:244)である「我が国に於ける性教育」を『婦人新報』に連載している。性教育を「純潔日本の基礎工事」(久布白1937a:14)と捉えた久布白は幼年期から40歳前後までを6段階に分け、発達段階に合わせた性教育論<sup>6)</sup>を展開している。この時点において、久布白の性教育論は科学的知識と「純潔」の両方を重んじるものであった。また、久布白は男女平等の「純潔」を重視しており、その「純潔」概念は保守的な意味では捉えきることの出来ないものであった。この後1940年代前半にかけて戦時体制となるが、従来から性の問題に対する国家の積極的な関わりを求めていたのもあり、矯風会は戦争への協力を深め、性教育そのものに関する記事は少なくなり、「優勢な民族を造る上に、又数的に之を増進する上に」(久布白1942b:10)、性病対策に重点を置いていく。但し、久布白はそのような中でも「性病対策運動と共に科学的、衛生的研究を絶えずつづけて欲しい」、「性病撲滅運動に邁進するとともに、一方で性教育についてははっきりとした科学的知識を持って出るならば性病は未然に防ぐことが出来る」(久布白1942a:10)というように性の科学的知識を重要視していた。1942年に矯風会はYWCAとともに日本基督教団第三項所属団体に統合され、1944年4月、出版統制の影響で『婦人新報』も休刊した。久布白は戦後、公娼廃止に向けての行動をいち早く起している。その後総選挙出馬、落選を経て売春防止法制定運動に尽力し、戦後も性教育・純潔教育に取り組んでいった。

## 1.2. 先行研究と問題の所在

久布白と性教育に関する先行研究としては次の

ようなものがある。戦前の久布白の性教育に焦点を当てたもの(小田切2005、嶺山2008)、久布白の性教育に言及したもの(田代1999)、また戦後の純潔教育に関する研究で久布白や矯風会に言及したもの(田代2003、牧2007)がある。田代(2003)は純潔教育施策への矯風会の関わりに触れ、矯風会のメンバーたちは売春に携わる女性を「醜業婦」や「闇の女」と呼ぶことに疑問を持たず、かつ彼女達を批判していたという点において売春女性たちの人権を十分に認識していたとは言い難いと指摘している。また牧(2007:187)は久布白ら矯風会の主張は男女両方に禁欲と結婚まで貞操を守ることが求めるという点での対等性はあるが、「家父長制社会が既存のものとして容認した、売春女性と妻に代表される社会機構における性の二重規範への批判」はなく、問題を孕んでいると指摘した。これらの研究は、戦前から廃娼運動に取り組んでいた久布白ら矯風会の女性たちの売春女性への差別観を問題とし、その人権感覚の乏しさを批判している。しかし一方で倉橋(2010:97)が「彼らの限界は容易に指摘できる」と記した上で「限界を持ちながらも、とにかく、彼女たちがいくたの迫害をものともせず、長期にわたって、廃娼運動を戦ったという面を肯定的に評価すべきである」と述べたように久布白らの運動の問題性や限界を指摘するだけでなく、その可能性や現代的意義を見ていくことも大切な研究課題である。

ところで久布白の性教育論の戦前と戦後の連続性、非連続性、また変化について論じた研究は管見の限り見出せないが、久布白は戦前と戦後を通して性の問題解決のために性教育・純潔教育の必要性を認識し、それらに関する論稿を数多く執筆していた。性の問題は買売春や性暴力など、社会福祉の課題とも密接に関わるものだが、これらの問題がますます複雑・多様化していることからわかるように、現在でも非常に解決し難い問題である。それに対して解決につながる取り組みが十分に行なわれているとは言いがたいという状況がある。そのような中で久布白の性教育論の研究を

行うことは現代日本社会における性の問題の解決方法や性教育発展の方向性を考えていくにあたってでも大切な研究課題であり、歴史研究からの重要な示唆となるのではないだろうか。

### 1.3. 研究の方法と目的

久布白落実 は性教育・純潔教育にどのような視点を持ち、性の問題解決に向けて取り組んでいたのか、その性教育論の根底にあった思想を分析することが筆者の久布白落実研究の目的の一つであるが、本論文においては、時期的には1945年から1950年代を中心とし、矯風会機関誌『婦人新報』や久布白の個人誌『婦人と日本』、戦後の買春問題に関する史料が収録された『性暴力問題資料集成』（全24巻、不二出版、2004～2006年発行）等を利用して、彼女の性教育論の戦前と戦後の連続性、非連続性、また変化に焦点を当てた研究を行う。筆者はこれまで久布白落実の研究を行ってきたが、性教育・純潔教育は彼女の取り組んだ運動と密接な関係があり、その生涯において非常に重要な位置を占めていたものと考えている。終戦直後から性をめぐる様々な国家政策が登場し、様々な変化を遂げていくが、まずその時代背景から見ていきたい。

本研究には「闇の女」や「混血児」など、現代的視点から考えると差別的だと捉えられる表現も含まれているが、当時の状況や久布白の考え方を鮮明に伝えるため歴史的史料としてそのまま使用した。

## 2. 戦後における純潔教育施策

### 2.1. 純潔教育導入の経緯

1945年8月17日に東久邇内閣が発足し、翌18日に「外国軍駐屯地における慰安施設に関する内務省警保局長通達」が発せられた。同日、警視庁が都下の売春業者に慰安施設について「政府はできるだけ応援するから、是非民間でやってもらいたい」（坂口1949:1）と依頼し、21日には正式に

業者の代表が警視庁に呼ばれ、慰安施設を作るよう指示を受けた。23日に創立総会を行ない、27日に認可申請書を警視庁に提出する。「一億の純血を護り以て国体護持の大精神に則り、先きに当局の内命を受け」（坂口1949:1）、設立された。占領軍に「慰安婦」を提供し、良家の子女の防波堤にしようとした政策<sup>7)</sup>である。そして1946年1月12日に政府は「公娼制度廃止に関する件依命通達」を発する。公娼は廃止するが、私娼は認めるというものであった。同月21日にはGHQによって「公娼廃止に関する覚書」が出された。その後3月に性病の蔓延のためGHQは慰安所の活動を停止させ、将校たちの慰安所出入を禁止する。また同年11月14日に政府によって「私娼の取締並びに発生防止及び保護対策」が出され、そこには「闇の女」の発生防止及び保護対策について記されていた。その中で「子女の教育指導に依って正しい男女間の交際の指導・性道徳の昂揚を図る為」、また「正しい文化活動を助成して青年男女の健全な思想を涵養する為」（文部省社会教育局長1947）の措置の必要性が主張された。この純潔教育施策が「私娼の取締」という観点から出発したことは「純潔教育の本質に関わる重要な事実」（田代2003:215）と言われている。すなわち風俗・治安対策の一環としての純潔教育であった。そして1947年1月、文部省社会教育局長が都道府県に「純潔教育の実施について」を通達する。子女の教育指導に関しては「同等の人格として生活し行動する男女の間の正しい道徳秩序をうち立てることが新日本建設の重要な基礎であることを強調すること」（文部省社会教育局長1947）等に留意するよう記されていた。この時点で文部省において「男女間の道徳を確立し、社会の純化を図るに必要な純潔教育に関する具体的方策を調査審議し、又は進んでこれに関し建議すること」（純潔教育委員会規程案1947）を目的とした純潔教育に関する委員会設置の計画を持っていた。翌2月に純潔教育準備委員会、6月に純潔教育委員会第一回総会を開催している。この委員会は関係官公庁職

員及び学識経験者 40 人で組織され<sup>8)</sup>、久布白や矯風会の岸登恒子（ガントレット恒子が戦後、夫とともに帰化して「岸登」姓になった）や千本木道子もその委員となった。

## 2.2. 純潔教育の方向性

1949 年には文部省純潔教育委員会によって「純潔教育基本要項」が発表され、「純潔教育は、単にいわゆる性教育の部面にとどまることなく、同時に一般道徳教育、公民教育、科学教育、芸能文化教育との連関において、およそ左のような点に目標をおき、総合的に推進すること

- (一) 社会の純化をはかり男女間の道徳を確立すること
- (二) 正しい性科学知識を普及し、性道徳の高揚をはかること
- (三) レクリエーションを奨励し、健全な心身の発達と明朗な環境をつくることに努めること
- (四) 宗教、芸術、その他の文化を通じ、情操の陶冶、趣味の洗練をはかること」(文部省純潔教育委員会 1949: 10) と記されている。

ここで示された純潔教育は幅広い側面をもつものである。またその方針として目先にとらわれず根本的に恒久的な対策を樹立すること、家庭・社会・学校が連携すること、乳児期から純潔教育を実施し、指導者の教師等の教育に重点をおくことを挙げている。また具体的には植物、動物、人間の順に学んでいく事が良いとし、正しい用語、科学的、客観的態度を養わせることが大切であること、形式的画一的に取り上げる危険性を指摘し、個人差・年齢差に注意するよう促している。そして 1947 年に実現された男女共学は「相互の人格を尊重し、理解し、正しい交際をもつためによい方法であるが、同時にまた、いかなる場合でも礼儀と規律が必要」(文部省純潔教育委員会 1949: 16) であり、「恋愛及び結婚に対する観念、感覚は純潔教育によって洗練され、高められるべきである。また、貞操は相手のためにのみ守るのではなく、みずからの人格として必要であり、男女相互の倫理

であることを自覚するように導くこと」(文部省純潔教育委員会 1949: 16) とされている。

このように純潔教育委員会が設置され、基本要項で純潔教育の方針も明らかにされた。藤目(2006: 10) は「『純潔』は、戦後の売春統制を解くキーワードの一つといえよう」と述べたが、戦前から「純潔」を主張していた久布白は戦後の性教育・純潔教育にどのように関わっていったのか、次章で見ていきたい。

## 3. 久布白落実と戦後における性教育・純潔教育

### 3.1. 戦後の矯風会と純潔教育—『婦人新報』再刊から 1950 年代半ばまで—

1944 年 4 月に休刊していた矯風会機関誌『婦人新報』だが、体制が整い、1945 年 12 月にザラ紙 8 ページで再刊した。久布白(1950b: 9) は政界に入ろうとした理由について「自分は矯風会の純潔部長として、廃娼後の施設に責任を感じる」ためであったと後に述べたが、1945~50 年、選挙出馬のため矯風会の活動から離れていた。結果的にはいずれの選挙にも落選し、その後周囲の勧めもあり、矯風会に復帰している。

選挙活動の間も久布白は『婦人新報』には執筆を続けており、1946 年初めに再び「純潔日本建設の四大方針」<sup>9)</sup> を示している(戦前にも示していたものである)。その四大方針の中には「性教育・純潔教育」も含まれていた。11 月には矯風会が関係当局に対し、「売淫取締に関して」、「性道徳の確立とその普及徹底」、「防止と施設」の三つの視点から「風紀対策に関する意見書」(日本キリスト教婦人矯風会 1946: 4-6) を提出している。その中で「最近検挙されました『闇の女』についても性教育の不足と性道徳に対する確たる信念を持って居らぬが為」(日本キリスト教婦人矯風会 1946: 5) と指摘、12 月には性教育書の発行を計画、官民有志の権威者を招待し、風紀問題懇話会を開催した。それらを受け、1947 年度の矯風会の進路とし



て久布白は第一に「闇の女問題」を挙げ、「其二と云うべきか、むしろ、一とせねばならぬ事に純潔教育がある。闇の女の落ちゆく道が、好奇心と云う点に大問題の有る限り、教育の必要は実に重大である。文部省はこれが為に、積極的に立ち上って居られる事は喜びに堪えない」（久布白 1947：2）と述べる。さて久布白（1947：2）は「闇の女問題」と関連して、「これが国際的に混血を生ずる時は更に国民的問題である」と述べていた。米軍占領により発生した「混血児問題」は1952年以降、独立後の日本においてマスメディアに取り上げられ、社会問題となる。久布白は「混血児問題」に関する論稿を執筆し、実態調査、日米間の連絡調整や世論の喚起等を行なっていく。「混血児問題」をめぐる久布白の活動は女性や子どもの福祉にも関わる重要なテーマであり、別稿で論じていく予定である。こういったことも踏まえ、純潔教育によって「闇の女問題」を解決しようと考えた。具体的にはオールズの『正しい性教育』の再刊、講演班を組織して全国的に思想の普及活動を計画し、この年の『婦人新報』にも5回にわたってオールズの「家庭と性教育」を連載している。1948年から1950年代半ばにかけて各地のキリスト教関係の学校等で純潔問題に関する講演などを頻繁に行った。

また同じ矯風会のメンバーである竹上（1947：5）も「時代の要求は、我が会が六十年叫び続けて来た此問題を国家として教育実施するの機運となった」と述べている。国家でも矯風会内でも純潔教育を重要課題としたこの時期、6月の矯風会全国大会で青年男女の純潔教育運動を盛んにすること、性病予防のための映画、性教育書の発行、科学的知識をもって性教育に当るべきであると協議された。これらの記述から考え合わせると、久布白らも国家と同様に私娼対策には純潔教育が有効だと考えていたことが窺える。「純潔教育ということはある意味において国家の急務」（久布白 1948：2）だと述べていたように、私娼の問題を社会や貧困に起因する問題というより、国家をあげ

て教育で解決すべき問題であると考えていた点では現実を正しく認識していたとは言い難いのではないだろうか。

1950年の矯風会全国大会で性教育の普及徹底のための講習会開催の必要性を取り上げた。9月には性教育の権威、安藤晝一を招き、「私の性教育観」と題し、第1回性教育講習会を開いている。第2回目は「医学から見た結婚」と題し、1951年2月に開催した。1952年の評議員会では性教育・純潔教育指導者養成について協議し、「性教育は我等として新時代に入らねばならぬ時期となった、即ち各支部が今や指導的立場に立ち、支部自体が指導の任に当たらなければならぬ」（日本キリスト教婦人矯風会 1952：11）とされた。

### 3.2. 純潔教育委員会資料に見る久布白の性教育・純潔教育観

「大正五年以来、口と筆に数十年を廃娼にぬりつぶした私は、昭和二十一年この方その建設面である純潔建設で、また殆ど一色にぬりつぶさんとしております」（久布白 1950a：4）と述べたように久布白も純潔教育委員会の一員となったが、「選挙運動期とかちあい、矯風会で熱心だったのはガントさんと千本木さんであった」（久布白 1973：268）とのちに振り返っている。久布白が政界にある間は岸登や千本木が中心となり、『婦人新報』で純潔教育について執筆した<sup>10)</sup>が、久布白も『純潔教育委員会委員に対する問合せ 回答綴』<sup>11)</sup>や『純潔教育はなぜ必要か』<sup>12)</sup>でその考えを表した。これらの資料を利用して1940年代後半の久布白の性教育論について見ていきたい。

#### 3.2.1. 『純潔教育委員会委員に対する問合せ 回答綴』における久布白の回答

回答綴には16項目の質問があるが、その中で久布白は1.「純潔の意義」について「純潔とは男女の性生活が精神的に又肉体的に自然に法って最も健全に明朗に行われしを指す」と述べ、2.「純潔教育」とは「従ってその教育（純潔教育）はこ

うした生活を実現するよう青年男女を精神的にもまた実生活上も指導することを指す」としている。また3. 「性教育」とは「性に関する生理衛生が主体となって、これを基礎として男女の性生活の根本の原理を打ち樹つること」であり、4. 「性教育と純潔教育との関係」については「性教育は純潔教育の科学的基礎で、純潔教育はその基礎の上に立って、更に精神的道徳的意義を一層深く教育するもの」と考えていた。性教育と純潔教育の区別は戦前からのものと変わっていない。そして5. 「純潔教育と喫煙飲酒の関係」は「どれだけ純潔教育しても喫煙飲酒をしては純潔は守れない」、「禁酒禁煙は純潔生活の最も良き温床」だと述べている。禁酒禁煙に関しては、従来からの矯風会の方針である。また6. 「純潔教育と男女交際及び男女共学」については「男女共学、男女交際ともに今日行われている以上純潔教育は試みられるべきでこれは決して不適當でも不可能でもない」と考えていた。7. 「結婚と純潔教育」については「純潔な男女交際が最も良い結婚の準備」となり、8. 「純潔教育の立場より見る恋愛」については「純潔教育の内に真の恋愛は生まれると考え、現在は過渡期のため過去の良いものと現在の良いものを合わせていく事が大切」としている。そして9. 「健全娯楽と趣味教養」については「純潔生活には趣味の向上や健全娯楽が必要」であり、10. 「売笑婦に近づかせない方策」は「廢娼と私娼窟の撲滅が第一義で、その内の自由売笑いわゆる闇の女についてはまず男女共に各々その貴い天命を自覚すること」であると述べている。11. 「性教育は必要とお考えですか(その理由も)」という質問に対しては「性教育は必要と確信します」とはっきりと述べ、その理由として①嬰兒の生まれる母体を守るため、②嬰兒時代の育て方を知る、③幼年期の好奇心を基礎的な科学知識と呼ぶこと、④少年時代の好奇心に植物動物の生理と共に必要な脅威を与える、⑤青年期の指導をする、⑥成年老年期の注意する、という6つのことを挙げていた。12. 「性教育は何歳くらいから始めたらいいか」につ

いては「習慣のことは嬰兒時代から、知識的には幼児の問いの始まる時からその知識の発達に応じて」と述べ、13. 「誰が性教育をやればよいか」については「母、教師、医師と言うような順序が最も良い」とし、14. 「どんな方法でやるのがよいか」については「絵画・映画など年に応じて用いる道は千差万別」としている。15. 「家庭の純潔を保持するためにどういうことが必要でしょうか」については「父母が純潔であること、また交わる人々が正しい生活をして居る人であること」と述べている。そして16. 「映画、演劇、書籍、雑誌等と純潔教育の関係」については「映画、演劇、書籍、雑誌は風紀上でどれだけ大きい影響を持つかわかりませぬ、これらと手を組んで今後の社会教育に付当たらねばならぬと思う」と締めくくっている。

ここに現れた久布白の考えは戦前とそう変わるものではない。またその特徴として、他の執筆者と比較して、早い時期から性教育を始めるべきであると考えていること、「純潔」を幅広く捉えていることなどが挙げられる。

### 3.2.2. 久布白の性教育論

『純潔教育はなぜ必要か』は純潔教育シリーズ(他に望月衛が執筆した『青春期の性と心理』(1951年発行)等がある)の一つとして1949年に出版された。その内容として、純潔教育の目標、方針(科学的・生理衛生的・道徳的)、対象、場所、方法、諸問題(1. 男女交際と共学 2. 恋愛と結婚 3. 娯楽と趣味 4. 飲酒と喫煙 5. 性病の問題)を扱っている。久布白は純潔教育の目標は「民族優生と男女道徳の確立」(久布白1949:8)であると考え、「民族優生」のために性病の撲滅を訴えていく。これは戦時中の性病対策の流れを汲んだものであるといえよう。また、「男女道徳の確立については、これ以下に落ちてはならぬという最低の限界—つまり法律—の上に、さらに高くうち立てられるべき」(久布白1949:13)と記述している。

この本は1937年の『婦人新報』の連載「我が国

に於ける性教育」(全6回)が基盤となっている。1937年の時点で性教育の対象は40歳前後までであり、広く生涯教育として性教育を捉えていたが、『純潔教育はなぜ必要か』ではさらに対象が広がり、乳幼児から老年までとなる。「純潔教育は人間の生涯を通じて必要」(久布白1949:20)とあり、生涯教育としての性教育がより明確に打ち出されている。そして「純潔教育の場所として一番大せつなのはもちろん家庭であります」(久布白1949:23)と述べており、家庭を最も重要な教育の場だと考えているのは変化していない。また男女共学については「たがいの認識を深め、また男女たがいに学業の上での切磋琢磨をつむことができ、また従来あまりわけへだてをしたために、異性に対して極端なしげきを感じるのをやわらげ性的差別意識をよわめて人間としての相手と淡泊に交際できるように導く上に効果的」と評価しているが、「何といてもまだ思慮に欠け、社会的経験にとほしく、意志も自律心もしっかりできあがっていない年代ですから、この点における指導は、父母はもちろん、学校でも慎重に熱意をもってあたなければならない」(久布白1949:44)と注意も促している。青年時代は「各種各様の生物の性生活についてまなぶ機会をもつことから進めて人体の性生理学をもっとも科学的に了解させ、さらに実際の方面で、いわゆる青春期の衛生を指導する必要」(久布白1949:19)があり、男女それぞれの特徴を「青春기에乱用することなく、正しい日々の生活によって、本来の任務をまっとうすることができるよう、男子も女子もこの危険な時代を自覚して自重させることが大切」(久布白1949:20)と述べた。中年や老年についても言及しているが、性病や売春問題と関連し、「もっとも急を要するのは、結婚の前における、すなわち妊娠前における男女の教育」(久布白1949:20)と主張している。これらの記述から「生殖の性」を重要視していることが窺える。

性教育の方法として「講演会」、「小冊子による啓蒙宣伝」(久布白1949:34)を挙げており、これ

らは矯風会がその後も継承していくものである。

また戦後の世相で最も問題になる、「浮浪児」と「闇の女」を救うには「もちろん政策と経済的な裏づけが必要である」と述べた上で、「必ずしもこれらの貧困だけが売春や家出の原因でなく、世の人びとは深く反省し、研究し、その上にたって教育にあたらなければならない」(久布白1949:73)と主張した。また「純潔の教育も、ありとあらゆる論議をつくしても、けっきょく、ただ1つ『品行をするな』という一ことでつくされるのではありませんまいか」(久布白1949:75)と述べている。これらの主張からは社会的政策も大切だが、教育による個人の意識改革を重視する姿勢が読み取れる。但しこれは占領期の文献であるということも一定配慮しなければならない点である。1945~49年までは検閲制度があり、占領によって発生した問題について個人の主張を自由に記すことが出来たわけではない。のちに久布白自身もそのことを指摘している<sup>13)</sup>。

ここまで見てきたように1940年代後半の性教育論は基本的には戦前からのものを継承しながら、戦後の社会問題(「闇の女」問題など)も視野に入れている。しかしながら戦後の久布白には大きく変化した部分が存在する。それは「家族計画」の導入である。次に久布白と「家族計画」の関係について見ていくことにする。

## 4. 久布白落実と「家族計画」

### 4.1. 「家族計画」の導入

林(2005:75)は「久布白が『婦人と日本』で産児調節の必要性を論ずるのは1954年5月からであり、産児調節運動が既に敗戦直後から再開されていたことを考えれば後追的な観を否めない」と記している。産児調節運動家マーガレット・サンガーが初めて来日したのは1922年で、その後日本にも「産児調節」に取り組む運動家が登場している。だがそういった人物(加藤シズエなど)とも親交があり、早くから性の問題に関心を



寄せていたにもかかわらず、久布白は戦前に産児調節に殆ど言及したことがなかった。1930年代半ばに「研究が徹底するなれば、結婚後の或る期間産児の調節等も行い得ない事もあるまい、これも確かに一つの研究問題として真面目に考う可き一つである」(久布白 1933: 35) という記述があるが、その後実際に取り組む方向には進まなかった。1950年代半ばによく具体的に言及し始めているが、それはなぜなのか。久布白の論稿から読み取っていきたい。

久布白は個人誌『婦人と日本』31号で「自分は産児調節反対論者であった、一度も今日までにこの問題で筆を執ったことはない。しかし今日どうしてもこれについて筆を執らざるを得なくなった。それはどういう訳か、それは余りにも問題が波打って来て、我が足の下まで迫って来て居るからである」(久布白 1954: 4) とはっきりと述べた。この時期に言及し始めたのは1948年の優生保護法成立、1952年の厚生省の「受胎調節普及実施要領」の発表とマーガレット・サンガー再来日、またサンガー氏の指導による1954年の「日本家族計画連盟」発足や人口問題審議会による家族計画の推進、中絶の増加の影響等、この問題を避けては性の問題を論じることが出来なくなった時代状況もあると思われる。また『婦人新報』で「この調節なる方法は、明治初年の間抜き、つぶしのよう、既に全とうに生まれたものを処分するのではなく、又墮胎のように半分できかかったものを処置するのでもなく、受胎前に道を講ずるので、最も合理的でもあり又道徳的でもある」(久布白 1955a: 7) と評価している。そして「官民力を協せて最も健全にして、徹底した性教育、純潔教育を普及さすべく文部省、厚生省協力の下に指導者の養成に当るべきだと思ふ。又適當の資材の供給に当るべきだと思ふ。これに関しては、計画家族の問題等は当然この内に取り上げらるべきものと思ふ」(久布白 1955a: 8) と述べている。ここからも国家の積極的な関わりを求める姿勢が窺える。

#### 4.2. 研究調査旅行

1956年の売春防止法制定後、6月9日から7月30日にかけて久布白は矯風会の他のメンバーらとともに法務・文部・厚生省の委託を受け、法的措置、婦人更生措置、性病対策、性教育・純潔教育の四項目に関する研究調査に行った。政府から財政的支援は受けていないが、売春防止法が制定されたものの、万全ではない状況があり、婦人保護など様々な対策を先進国から学んで、日本でそれを生かしてもらおうという政府の意図があったと思われる。ドイツで開かれた第22回矯風会世界大会に出席後、ヨーロッパを周り、スウェーデンを訪問した。海外を視察し、「国民全体を対象とする性病政策をがっちり建てなければならない。それと同時に性道徳を男女に教えて、男性の人格と女性の人格を互いに傷つることなく、互いに踏みにじることなく、ここにほんとうの性道徳を築き上げるよりほかに方法はないんだ」(久布白 1956a: 8) と述べている。さらにその報告書として『五十年の歩みと五十日の旅』をまとめ、「性教育といっても今後我等が着手せねばならぬ事は、単なる性の衛生、性の道徳丈けの問題ではない」、「つまり性の主要目的である生殖に関し、国家として其国土と人口と云う深刻なる問題を含む、所謂現在全世界の大問題である、計画家族の問題をもこの際取上げねばならぬ」(久布白 1956b: 56) と述べた。そして小中高と性教育が必須であるスウェーデンの公立学校等の例を紹介し、その内容にページの多くを割いている。また中絶は衛生上倫理上慎むべきで産児調節によることが出来れば幸いであると考え、「この点からいえばスウェーデン式に、若い世代の人々に科学的に学校において生物学的に又倫理的に一般教育して、性教育、純潔教育の一部として性生活の健全なる有り方を身につけさせる事は重要な一つの方法として考う可き事ではあるまいか」(久布白 1956b: 67) と述べた。また「唯一つ大いに我が意を得たと思われたのはスウェーデン」(久布白 1956b: 56) と記しており、スウェーデンの視察か



ら非常に大きな影響を受け、家族計画の重要性について確信を持っている。

#### 4.3. 「第1回純潔教育指導者講習会」の開催

研究調査旅行などを経て、矯風会の70周年記念募金の中で純潔教育のための予算を計上し、「純潔教育、性教育、更に家族計画をも加えて一貫した性生活に対する指導方針」(久布白1959:1)を打ち立てるべく、五ヵ年計画の純潔教育指導者養成プログラムを用意することになった。久布白(1957:4)は「法案通過後に教育とは遅きに過ぐる嫌がないとも云えないが、然し法は一時であり、教育は永久である、国民のあらん限り教育は進められねばならない」と述べ、教育の重要性を再認識している。「従来自分らの講習会は、性の機関、性の衛生、性の常識、性の道徳倫理から男女交際を始め男女間の純潔問題、結婚、結婚の有り方、等に止まって居たが、この度は更に一步を進めて家族計画にまで進み現今我国を禍いして居る『中絶排止』問題にまで進んだものを実施しようとして居る。即ち売春防止法成立後の国民の性生活の有り方という処へいよいよ其啓蒙の一步を進め得る時になりつつある……男女生活については全く時代は百八十度の転換をして居る」(久布白1958:5)と記している。1958年11月5日から7日に「第1回純潔教育指導者講習会」が開催され、翌年に報告書を発行、その中で久布白はなぜ家族計画に反対していたのか、また自身の考えの変化の理由について次のように述べた。

最初に産児制限と云ふことは、これはほんとうの途じゃないと思ひまして、どうしてもそれに賛成することができませんでした。それで私は、性教育と云い、純潔教育とは云いまして……産児調節ということには一向、手を触れず、耳もかさず、それに対しましては反対でございました。しかしながら、だんだんその後の日本の動きかたや世界の動きかた、又人口問題や現在の日本における中絶の

弊害など、ここ数年間、婦人のあいだに甚だしい禍いの起きていることをみまして、これはどうしても捨て置かれぬという気持ちになり、私どものいままでの性教育、純潔教育に、もう一桁加えるものがないならば、この現代の日本の要求に答えることはできない、ということを考えるに至ったのでございます」(久布白1959:51)

人口の増加・中絶の増加等、婦人を取り巻く状況や時代の変化によって、家族計画を導入しなければならないと考えるようになったということがわかる。さらに次のようにも述べた。

つまり人間に性生活というものに対しまして、今まで性は我等を押さえて、我等を指導するのが性であったと思つていましたのが、人間が性を指導することができる、指導は我等の手の中にあるということで、私どもは性生活を十分に楽しんでよいし、またその受胎という点におきましては、我等はこれを調節する力があるという、その点がはっきりしましたので、これを徹底させまして、いま行なわれております厚生省の中絶ということは止めて、厚生省にも調節によって徹底させていくようお願いしていく。こういうふうにしてゆきますならば、ほんとうの途が掴めますので、それによつてはじめていわゆる性教育、純潔教育、家族計画というこの三本が成り立ちまして、私は性生活に対しますところのほんとうの指導が出来るのではないかと思つた次第でございます(久布白1959:53)。

久布白(1927:43)は戦前から「もし我々人間が性をコントロールすることが出来たらそれこそ理想の社会」であると考えていたが、ようやくその方法を見出した。晩年に「ひとは性の奴隷となることなく、主人となって生きてほしい」(高橋2001:115)という言葉を残したと言われているが、

「家族計画」を導入することで、人間は「性の奴隷」から「主人」となって生きていくことが出来る、久布白はそのように確信したのではないだろうか。

また久布白(1968:11)は「性は本能である……性は人間の永存のため、生きるという事にかかっている。矯風会が、八十年の年月をかけても、解決しきれないのも無理ない事である。だが、自分はスバラシイ事を発見した。いや今頃になって気がついた」と述べた。カール・G・ハートマン氏<sup>14)</sup>が1962年に出版した、*Science and the Safe Period*という書物に出会った久布白は数年がかりで翻訳し、「これを我が同志に提供することは、矯風会としての問題解決の道程に欠く可らざる事」(久布白1968:12)と考え、『受胎安全期とは何か』を1970年に出版する。「家族計画」を「性のあり方に関して根本的指導を与え得る方法」(久布白1971:7)と捉え、晩年に「生殖に支配されず、生殖を支配する力が人間には在るのだという真理を理解させて、之をリードすることが、今後の我等の仕事である」(久布白1971:7)と記しているように、久布白が性の問題の解決策として、最終的に辿り着いたのは受胎安全期を利用した「家族計画」であった。但し、「個人によって安全周期なるものが必ずしも一様でなく、且つ安全でないために、この方法に頼ることは危険であり且つ不便である」(加藤1946:27)と戦後すぐに言われていたことから考えると、「受胎安全期」について取り上げた、この本をこの時期に出版する意義については疑問が残り、久布白の到達した「家族計画」の限界を見る思いがする。

## 5. むすびにかえて

本論文では久布白の性教育論の戦前と戦後の連続性、非連続性及び変化について見てきた。久布白は性教育をはじめ、性の問題に対して国家の積極的な関わりを求めていたということ、また彼女の性教育論は戦前から基本的な部分は変化してい

ないということから、戦前と戦後の連続性を読み取ることが出来る。但し戦前の久布白の性教育論は科学的な知識教育(性教育)と性道徳などの精神的な教育(純潔教育)の二本柱で構成されていたが、戦後1950年代半ば以降に家族計画が本格的に加わり、三本柱となった。ここからは戦前と戦後の非連続性や変化を読み取ることが出来る。

久布白の性教育論の鍵となる「純潔」の概念を検討しておきたい。久布白は戦後の座談会で「人間として自分にたいして、自分の性生活を守らなければならない。人格と性生活は一致しなければ、人間ではないという新しい意味の純潔標準が、これから産み出されなければいけないわけですね。でもいまのところ男に対しても、女に対しても、純潔という言葉が、日本語では説明できないと思う」(神近編1956:95-96)と発言している。久布白自身も「純潔」の定義の難しさを感じていることが窺える。「新しい意味の純潔標準」と表現されているが、従来の純潔は「封建純潔」で「昔日本の女性は堅固であった、少くとも三百年武家時代には妻の貞操は生命にかけて守られて居た。だがこれは、家の娘、家の妻、家の母としてであった」(久布白1955b:2)。しかし「民主時代の今日最早や家は婦人を守らない。女性も人間だ、一個の人間だ、人間たる以上、自ら養い、自ら立ち、自ら守るのは当然」であるため、これからの「純潔」は「民主純潔」であると記している(久布白1955b:2)。従来の家制度の中で女性の純潔だけが守られるのではなく、これからは女性も1人の人間として自ら「純潔」を守る、男性もまた同様であるという考え方である。また久布白には戦前から男女両方が「純潔」を守ることが大切だという視点は存在していたが、これは人間として自身の性を守り、大切にするという考えにもつながる。

また久布白は「神より与えられた、この身体を汚さないように性、純潔、家族計画を教えなければならない、性は素晴らしいものである、幸福で楽しみに満ちたものである。教育によってそのことを教えなければならない」(久布白1965:17)と

述べている。戦前にも「性は強く、清くあり得るものであって、決して呪うべきものではない」(久布白 1927:44)、「純潔と云う事は、そんな狭苦しいものではない。我等の云う処、少なくとも基督の青年男女として考える時、それは満ち満ちた生活である」(久布白 1937b:5) という記述があったが、キリスト者として肯定的に性を捉えるということは戦前・戦後で変わることなく一貫している。結婚を前提とし、生殖の性しか認めないという点において、現代の性の問題には対応しきれないという限界はある。しかしながら、久布白の性教育論における、男女ともに一人の人間として自身の性を大切にするという視点や性を肯定的に捉える視点は今日にも通じるものではないだろうか。

さて再び冒頭の久布白の言葉を挙げておく。「性の問題は永遠の問題である。男と女、夫婦の諸問題が真の解決をみるのは、いつのことか」(久布白 1973:312)。久布白が生涯をかけて取り組んだ課題はここに集約されている。久布白 (1952a:6) はまた「性の問題は人類始まって以来の未解決の問題だ。多分盗みか人の世から絶えぬ如く、性の問題も人の世の在らん限り継続する問題であろう」とも述べている。売春防止法制定後、久布白 (1960:7) は「九千万を紳士淑女に」を合言葉とし、「健全なる家庭、健全なる学校、健全なる社会は新鮮な大気を国の隅々まで吹き通さねばならない、純潔なる生活の幸福をまざまざと示さねばならない、健全なる交際、健全なる精神、健全なる社会の樹立にすべてが精進しなければならない」(久布白 1957:4) と考え、生涯をかけて男女ともに人間として「純潔」を守る事の出来る健全な社会の実現を目指し続けていく。「性の問題は永遠の問題」、「人の世のあらん限り継続する問題」と考えながらも久布白は決して諦めることがなかった。

先行研究では廃娼運動・売春防止法制定運動に取り組んだキリスト者女性について貧困や社会の視点、売春女性への人権感覚の欠如などが指摘さ

れてきた。「私たちにすれば殺すなかれ、盗むなかれ、姦淫するなかれ、これは悪だということをお子供のころからたたきこまれてますから、売春が悪だということは明々白々の事実なんです。それなのに売春婦たちが、どうして職業の自由ということから、自らの職業を正しいと云っているのか、私たちには分らないところなんですけどね。だから日本ではそれをまだ云わなければならないという点が多分にあるんですね」(神近編 1956:91) という久布白の発言からもわかるようにキリスト者の家庭で育ち、「聖書に基づいて純潔運動」(久布白 1967:13) を行なってきた久布白にとって「純潔」は当然のものであった。それゆえに売春女性に対する理解は難しく、その人権についての認識不足を指摘されるのではないだろうか。だが久布白は「闇の娘は決して幸福でない……病氣と犯罪と、貧困とが彼らを悲しい最後へと導いてゆく、闇の娘と云っても残らず我等の娘である。もうこれ以上供給するには及ばない。彼らを守らねばならない」(久布白 1953:6)、また「いよいよ転廃業をして生業に立つ暁には我等は八千万同胞として暖かく迎える態度を取らねばならぬ」、「如何なる女性でも安全な住居と、適当な職業、更にもっとも必要なものは幸福な家庭があれば、路傍でこうした稼ぎを仕度い者はない」(久布白 1957:3) と述べていた。このように一定、売春女性たちの人権や経済的問題の視点も持った上で教育によって性の素晴らしさを伝え、性の問題を解決していきたいという思いを持っていたのである。

#### 注

- 1) 久布白落実は 1882 年 12 月、熊本県で生まれた。女子学院での生活を経て、ハワイやアメリカでの海外生活を経験。久布白直勝と結婚し、日本に帰国後 1915 年、『婦人新報』の記事に刺激を受け、自らの廃娼論を矯風会本部に送る。1916 年に矯風会の総幹事に就任後、久布白は廃娼運動や婦人参政権運動等に取り組み、矯風会の中心的役割を担った。1972 年に 89 歳で死去。
- 2) 日本キリスト教婦人矯風会は 1886 年に矢嶋楯子



- ら女性キリスト者 56 名によって創立され、現在も存続。当初は「東京婦人矯風会」という名称であったが、その後全国組織となり、「日本婦人矯風会」、続いて「日本キリスト教婦人矯風会」という名称になった。
- 3) C. B. オールズ (1874-1936) は同志社創立者の 1 人であるデビスの次女。アメリカで教育を受けた後、宣教師夫人として宮崎 10 年、新潟に 8 年、岡山に 18 年余り奉仕。性教育を使命と感じ、矯風会教育部長として各地で性教育の講演を行った。
  - 4) 久布白落実 (1917) 「貞操問題に就て小学校職員に訴ふ」『婦人新報』237、久布白落実 (1919) 「婦人の権利と公娼制度」『婦人新報』268、久布白落実 (1921) 「生活の中に現るる神の像」『婦人新報』290 など。
  - 5) その後久布白が発表した「純潔日本建設運動体系」の構想は「教化」・「予防」・「廓清」の三部に分かれており、教化の中に「純潔教育」・「性教育」・「一般教化」が入っていた。純潔教育は「純潔精神の作興 (純潔道徳の鼓吹・男女童貞の尊重・婚姻道徳の涵養)」と「貞操道徳の教育 (夫婦道徳・家族道徳・社会道徳の涵養)」に分かれていた。
  - 6) 幼年期、少年期、青春初期、青春後期、結婚期、40 歳前後の六段階。
  - 7) 久布白自身は当時この施設の有る存在には殆ど触れることはなかった。外国駐屯軍に対する性的慰安施設の有る存在に触れたのは 1950 年代の半ば頃である (久布白 1956c)。
  - 8) 純潔教育委員会は 1949 年に「純潔教育分科審議会」へ改組。1954 年に存置の分科審議会となり、1961 年に存置期間が終了、廃止される。
  - 9) ここでいう彼女の四大方針は「法律の完成」、「性病対策」、「性教育・純潔教育」、「淪落婦人の保護・身売防止・少年少女の善導」のことである。
  - 10) 二人の純潔教育に関する記述には次のようなものがある。「人倫の道を踏み外して、悲惨な境遇に落ちて行く娘達の多数は、性生活に対する無知からであります。世相のいまはしいのをなげく暇に我々は各家庭に於いて、学校に於いて、或程度の性生活に就ての科学的知識を与えることが、今日の急務」(岸登 1946: 3-4)。性に関して無知であることが売春の道に入る原因であると考え、社会や貧困の視点が欠けているように思われる。また千本木 (1947: 3) は性教育の主眼を「性生活の営まれる家庭生活を真実な祝福されたものとしてよりよい子孫を残す様に努めねばならない」

と述べており、「よりよい子孫」という記述から優生学的思想が垣間見える。

- 11) 『性暴力問題資料集成第 1 巻』に収録されており、これまであまり研究対象とされておらず、手書きの貴重な史料である。委員会のメンバーのうち、原文兵衛、高島米峰、花木チサオ、大山正、久布白落実、山室民子、久慈直太郎、植村益藏、寺本慧達、伊藤秀吉、安藤画一、千本木道子、寺中作雄の 13 名が回答している。
- 12) 『純潔教育はなぜ必要か』は 2008 年に出版された『近代日本のセクシュアリティ 第 28 巻 性教育の変遷』(ゆまに出版) に戦後の性教育の文献として収録されている。
- 13) 「占領中には、……日本女性の妊娠は、一切問題として取上げないと云う定めであったときく。然し講和発効後は苟か問題は変って来るのではあるまいか。勿論駐在兵に国家の安全を委ねる以上思うままの事を云う訳にも行くまいが、世界に対してわれらも多少正面から物を云う事を学んでもよいのではないか」(久布白 1952b: 2)
- 14) カール・G・ハートマン (1882-1969) は米国イリノイ大学の動物学、生物学の名誉教授、またマーガレット・サンガー研究所顧問等を務めた人物である。

#### 参考文献

- 藤目ゆき (2006) 『性暴力問題資料集成 買春問題資料集成 [戦後編] 解説・総目次』不二出版。
- 岸登恒 (1946) 「純潔運動の今昔」『婦人新報』561, 1-4。
- 林葉子 (2005) 「『廃娼運動家』論・再考—久布白落実と『婦人と日本』(1950~1965)』『大阪大学日本学報』24, 63-84。
- 『純潔教育委員会規程案 / 純潔教育委員会委員』(1947) (再録: 2004, 『性暴力問題資料集成第 1 巻』不二出版)。
- 神近市子編 (1956) 『サヨナラ人間売買』現代社。
- 加藤静枝 (1946) 『産児制限と婦人』読売新聞社。(再録: 2001, 『性と生殖の人権問題資料集成第 8 巻』不二出版)。
- 久布白落実 (1927) 「私は性をかう思っております」『優生運動』2(6), 43-44。
- 久布白落実 (1933) 「自由論壇 廃娼と経済問題」『婦人新報』418, 32-35。
- 久布白落実 (1937a) 「我が国に於ける性教育 (一)」『婦人新報』466, 14-19。
- 久布白落実 (1937b) 「修養 神の国建設の礎石」『婦人



- 新報』473, 4-5.
- 久布白落実 (1942a) 「健民運動 第二回性病対策協議会 二つの要点」『婦人新報』531, 8-10.
- 久布白落実 (1942b) 「人口国策と矯風会」『婦人新報』532, 10-12.
- 久布白落実 (1947) 「1947年度に於ける矯風会の進路」『婦人新報』565, 2.
- 久布白落実 (1948) 「官郷夫人と甲州を巡りて」『婦人新報』583, 2.
- 久布白落実 (1949) 『純潔教育はなぜ必要か』社会教育連合会.
- 久布白落実 (1950a) 「純潔運動と矯風会」『婦人新報』602, 4.
- 久布白落実 (1950b) 「湯の町問題と婦人矯風会」『婦人新報』606, 9-10.
- 久布白落実 (1952a) 「行政協定後の矯風会の有り方」『婦人新報』620, 4-7.
- 久布白落実 (1952b) 「社説 独立の春に」『婦人と日本』11, 2.
- 久布白落実 (1953) 「女よ強かれ」『婦人と日本』20, 4-7.
- 久布白落実 (1954) 「国家と家族 瑞典の女流思想家—アルバ・ミルダールを読む—」『婦人と日本』31, 4-7.
- 久布白落実 (1955a) 「矯風会と家族計画」『婦人新報』662, 6-8.
- 久布白落実 (1955b) 「日本の味」『婦人と日本』42, 2.
- 久布白落実 (1956a) 『欧米より帰りて (売春状態実地報告)』.(再録:2005, 『性暴力問題資料集成第11巻』不二出版).
- 久布白落実 (1956b) 『五十年の歩みと五十日の旅』日本基督教婦人矯風会本部.(再録:2005, 『性暴力問題資料集成第12巻』不二出版).
- 久布白落実 (1956c) 「二十年の動きと今度の旅」『婦人新報』666, 3-5.
- 久布白落実 (1957) 「十一月を迎う」『婦人新報』686, 3-4.
- 久布白落実 (1958) 「収穫の秋」『婦人新報』698, 4-6.
- 久布白落実ほか (1959) 『第一回純潔教育指導者講習会』日本基督教婦人矯風会.(再録:2006, 『性暴力問題資料集成第18巻』不二出版).
- 久布白落実 (1960) 「宇宙時代に処する矯風会」『婦人新報』714, 6-8.
- 久布白落実 (1965) 「三大目標について 純潔部」『婦人新報』777, 16-17.
- 久布白落実 (1967) 「純潔運動の理念」『婦人新報』805, 13-14.
- 久布白落実 (1968) 「性という事」『婦人新報』818, 11-12.
- 久布白落実 (1971) 「純潔部の一年の活動展望」『婦人新報』843, 6-7.
- 久布白落実 (1973) 『娼娼ひとすじ』中央公論社.
- 倉橋正直 (2010) 『従軍慰安婦と公娼制度 従軍慰安婦問題再論』共栄書房.
- 牧律 (2007) 「山室民子にみる自律意識と純潔教育」恵泉女学園大学平和文化研究所編『占領と性』インパクト出版会, 179-211.
- 嶺山敦子 (2008) 「久布白落実の性教育論をめぐって—『婦人新報』における1930年代の論稿を中心に—」『関西学院大学社会学部紀要』105, 141-155.
- 文部省純潔教育委員会 (1947) 『純潔教育委員会委員に対する問合せ回答綴』.(再録:2004, 『性暴力問題資料集成第1巻』不二出版).
- 文部省純潔教育委員会 (1949) 『純潔教育基本要項 附 性教育のあり方』社会教育連合会.(再録:2001, 『性と生殖の人権問題資料集成第34巻』不二出版).
- 文部省社会教育局長 (1947) 『純潔教育の実施について (発社一号) / 私娼の取締並びに発生の防止及び保護対策 (昭和二十一年十一月十四日次官会議決定)』.(再録:2004, 『性暴力問題資料集成第1巻』不二出版).
- 日本キリスト教婦人矯風会 (1946) 「風紀対策に関する意見書」『婦人新報』563, 4-6.
- 日本キリスト教婦人矯風会 (1950) 「第五十二回全国大会」『婦人新報』506, 4-9.
- 日本キリスト教婦人矯風会 (1952) 「日本基督教婦人矯風会全国評議員会報告」『婦人新報』621, 4-12.
- 小田切明徳 (2005) 「キリスト教婦人矯風会と性教育—久布白落実らの大正・昭和前期の活動を中心に—」『キリスト教社会問題研究』54, 1-24.
- 坂口勇造 (1949) 『R・A・A 協会沿革誌』.(再録:2004, 『性暴力問題資料集成第1巻』不二出版).
- 千本木道子 (1947) 「性教育の主眼」『婦人新報』565, 3.
- 高橋喜久江 (2001) 『福祉に生きる 久布白落実』大空社.
- 竹上正子 (1947) 「吾等の進むべき道」『婦人新報』566, 4-5.
- 田代美江子 (1999) 「性差と教育—近代日本の性教育論にみられる男女の関係性」歴史学研究会編『歴史学の現在 9 性と権力関係の歴史』青木書店, 139-169.
- 田代美江子 (2003) 「敗戦後日本における『純潔教育』の展開と変遷」橋本紀子・逸見勝亮編『ジェンダーと教育の歴史』川島書店, 213-239.

# Ochimi Kubushiro's view of sex education in postwar Japan :

## Towards solutions for sex related issues

Atsuko Mineyama

Doctoral Course Researcher, Graduate School of Human Welfare Studies, Kwansei Gakuin University

Ochimi Kubushiro was a women's rights activist in Japan, who worked toward abolishing the licensed prostitution system and achieving women's suffrage. She had already held an interest in sex education in relation to abolishing the licensed prostitution system prior to becoming a member of the Japan Women's Christian Temperance Union (JWCTU). The aim of this paper is to analyze Kubushiro's underlying views of sex education by clarifying the developments and changes in her views from the pre-war to post-war periods. She visited the United States to research sex education and sexually transmitted diseases prevention policies in 1935. The following year, she serially published original reading materials regarding sex education, "Sex education in my country", in *Fujin-Shipo* (the newsletter of the JWCTU). In the pre-war period she attached importance to biological knowledge of sex and the concept of 'purity'. However, she recognized the necessity of 'family planning' in the mid 1950s and asserted it until the latter part of her life. She devoted her life to solving sex related issues through the three pillars of sex education, education on sexual morality and family planning, and to building up a sound society in which both men and women could hold 'purity' important as human beings.

---

**Key words :** Ochimi Kubushiro, sex education, education on sexual morality, family planning, purity